

神戸市歯科医師会口腔がん検診事業補助金交付要綱

平成 29 年 11 月 20 日 保健福祉局長決定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人神戸市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が行う口腔がん検診事業に関する経費について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付に関して必要な事項を定める。

(補助金の対象経費)

第 2 条 補助事業等の対象となる経費は、歯科医師会が次の各号に定める口腔がん検診事業の実施に必要な経費とし、金額は予算の範囲内とする。

- (1) 関係機関との協議会の開催
- (2) 口腔がん検診の実施
- (3) 歯科医療関係者等の資質向上に関する研修会
- (4) 市民等への広報・啓発

(補助金の申請)

第 3 条 歯科医師会は、補助金規則第 5 条 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は、前条の申請書及び事業計画書を審査し、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、その旨を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により歯科医師会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 5 条 歯科医師会は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の決定通知を受領後ただちに補助金請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を歯科医師会に交付するものとする。

(補助事業等の変更等)

第6条 歯科医師会は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、歯科医師会に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の通知を受けたときに準用する。

(実績報告書の提出)

第7条 歯科医師会は、年度終了後、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該事業等の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況が分かる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書

2 市長は、前項の補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、既に交付した補助金の清算を行うものとする。

(調査報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の執行状況等について、必要な書類、帳簿等を調査し、または歯科医師会に報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、歯科医師会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金を第2条で定める事業以外に使用したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 前各号に掲げる場合のほか、法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき

2 市長は、補助金の返還を命ずる場合は、歯科医師会が返還すべき期限を定めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、健康局長が定める。

附則 本要綱は平成 29 年 11 月 20 日から施行する。

附則 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。